

「京都求人開拓特別推進チーム」(全国初 国・府合同チーム)の概要

平成21年8月20日

京 都 労 働 局
京 都 府

1 目 的

(1) 求人開拓の強化と府内求人総量の確保

- ① 求人の減少、求職の増加が続く中、今後、更に有効求人倍率の低下や、雇用の地域間格差の拡大が懸念されることから、緊急雇用対策として京都労働局、京都府が一体となった求人開拓を推進するチームを編成し、府内求人量の確保を図り、求職者の早期就職を促進する。
- ② 業種、職種、地域を問わず、府内求人量の総量を確保するとともに、求職希望が多い職種や、中・高齢者や障害者など、より厳しい就職環境にある就労困難者に対応した求人開拓を実施する。

(2) 企業と求職者とのマッチングの促進

開拓した求人情報等を活用し、企業が求める人材と求職者が求める企業とのマッチングを促進し、早期就職、職場定着を図る。

2 実施方法

(1) 京都労働局と京都府との合同による求人開拓の実施

- ① ハローワークの「求人開拓推進員」と京都ジョブパークの「企業開拓員」により、「**京都求人開拓特別推進チーム**」を編成し、合同で求人開拓を実施する。
- ② 京都労働局、京都府により、「**求人開拓推進会議**」を設置し、同特別推進チームによる求人開拓を推進するための調整等を行う。
- ③ 求人開拓に当たっては、各ハローワークの所管地域ごとに、各ハローワーク及び京都ジョブパーク(北部サテライトを含む)の特別推進チーム員が個々に求人開拓を実施するとともに、必要な場合は双方が同行し求人開拓を実施する。

(2) 情報の共有化による求人開拓と企業と求職者のマッチングの促進

- ① 可能な限り、府内企業への求人開拓を隈無く実施するため、各特別推進チーム員の双方が求人開拓に関する情報を共有し、効率的な求人開拓を実施する。
- ② 特別推進チームが収集した求人開拓に関する情報を活用し、各ハローワーク、京都ジョブパーク等において、企業の求める人材と求職者が求める企業とのマッチングの促進を図られるよう効果的な求人開拓を実施する。

(3) 同特別推進チームによる求人開拓の実施時期

平成21年8月20日から実施する。

【京都労働局と京都府との合同による求人開拓の推進体制】

(1) 「求人開拓推進会議」

① 構成

【京都労働局】 職業安定課長、公共職業安定所雇用開発部長 等

【京 都 府】 総合就業支援室長、総合就業支援室参事 等

② 内容

効果的な求人開拓の実施方法の検討、求人開拓に関する情報の共有など、特別推進チームによる求人開拓を推進するための調整を行う。

(2) 「京都求人開拓特別推進チーム」

① 構成（平成21年8月20日現在）

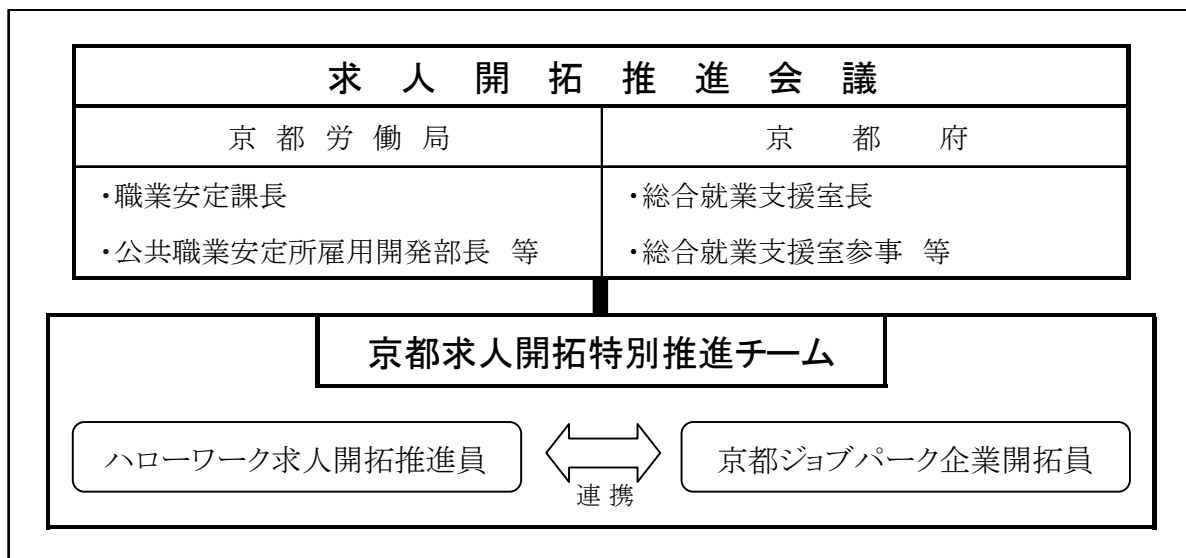
【ハローワーク】 求人開拓推進員 20名

【京都ジョブパーク】 企業開拓員 19名

② 内容

「求人開拓推進会議」で調整された求人開拓の実施方法、求人開拓に関する情報共有方法等に基づき、府内求人総量を確保するため、求人開拓を実施する。

【組織図】



3 経済団体等への緊急求人要請の実施

「京都求人開拓特別推進チーム」による府内企業への求人開拓を更に推進するため、京都労働局、京都府共同により、経済団体等へ緊急求人要請を行う。